

この工事現場は

渋谷区公契約条例

が適用されています。

公契約条例とは

工事に従事する者の賃金の下限額を定め、労働条件の確保や事業の質の向上を図ることを目的とした条例です。



あなたの賃金を確認してください。

○賃金が下限額より低くないか確認してください。

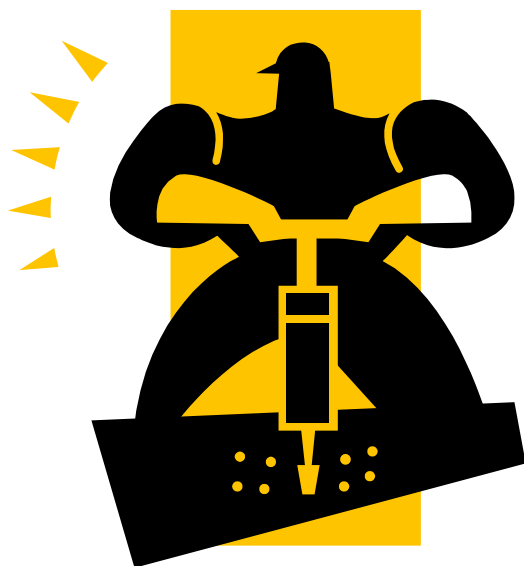
○あなたの下限額が記載された労働台帳を閲覧することができます。

令和7年度渋谷区労働報酬下限額（抜粋）

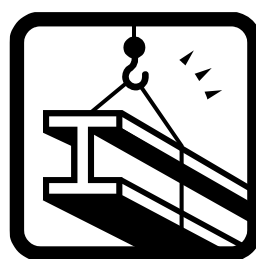
単位：円

職種	時給	日額（8時間）	職種	時給	日額（8時間）
特殊作業員	3,364	26,912	左官	3,713	29,704
普通作業員	3,015	24,120	配管工	3,218	25,744
軽作業員	2,082	16,656	はつり工	3,387	27,096
とび工	3,702	29,616	防水工	4,062	32,496
石工	3,690	29,520	内装工	3,713	29,704
電工	3,668	29,344	ガラス工	3,555	28,440
鉄筋工	3,668	29,344	建具工	3,282	26,256
塗装工	3,882	31,056	ダクト工	3,330	26,640
溶接工	4,163	33,304	設備機械工	3,150	25,200

見習い、手元等の労働者 時給 1,620 円（日額 12,960 円）



自分の賃金は下限額より低いかも・・・



もし、あなたの賃金が下限額を下回っていたら申し出てください。

（※申出等をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けることはありません。）

調査・確認し条例違反の事実があれば差額を受け取ることができます。

申出先

受注者

発注者 〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1

渋谷区役所 総務部契約課契約係

☎03-3463-1423



渋谷区公契約
条例HP

